

県南海区許可 - 新規許可申請を受け付ける漁業-

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
固定式さし網漁業	一重さし網漁業 (西彼南部海域①)	次の点1、ア、イ、ウ、エ、オ、2を順次結んだ直線及び共同漁業権の外郭線によって囲まれた区域。 基点1 長崎市伊王島町真鼻北端 2 長崎市木場崎突端 点ア 1から正西に引いた線と、東経129度33、6分の線との交点。 点イ アから真方位185度30分の線と、熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10、000メートルの点。 点オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ線と、長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ線との交点。	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年3月13日から令和8年4月13日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書	1. 漁具 (1) 浮子方の全長は1,600メートルを超えてはならない。 (2) 網丈は3.5メートルを超えてはならない。 2. 操業の制限 正午から午後4時までは操業してはならない。	(許可の日)から令和13年3月31日まで
	一重さし網漁業 (西彼南部海域②)	次の点1、ア、イ、ウ、エ、オ、2を順次結んだ直線及び共同漁業権の外郭線によって囲まれた区域。 ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点1 長崎市神楽島南西端 2 長崎市木場崎突端 点ア 1から正西に引いた線と、東経129度34、11分の線との交点。 点イ アから真方位185度30分の線と、熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10、000メートルの点。 点オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ線と、長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ線との交点。 点カ 1から真方位270度1、340メートルの点 点キ 1から真方位240度1、000メートルの点 点ク 1から真方位178度30分980メートルの点 点ケ 1から真方位209度1、700メートルの点 点コ 1から真方位242度30分1、970メートルの点	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年3月13日から令和8年4月13日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁具 (1) 浮子方の全長は1,600メートルを超えてはならない。 (2) 網丈は3.5メートルを超えてはならない。 2. 操業の制限 正午から午後4時までは操業してはならない。	(許可の日)から令和13年3月31日まで
	三重さし網漁業 (伊王島西部海域)	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域。 イ 長崎市伊王島町真鼻北端から真方位270度2、500メートルの地点 ロ 同市同町真鼻北端から真方位270度5、500メートルの地点 ハ 同市高島町双子南端から真方位270度6、800メートルの地点 ニ 同市高島町双子南端から真方位270度3、800メートルの地点	1月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県長崎市、西海市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年3月13日から令和8年4月13日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書	1. 漁具 同時に使用する漁具の浮子方の全長は1,000メートル、網の高さは3メートルを超えてはならない。 2. 操業の制限 午前9時から午後4時までは操業してはならない。	(許可の日)から令和8年12月31日まで

県南海区許可 -新規許可申請を受け付ける漁業-

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
流し網漁業	さわら、さめ流し網漁業(有明海域①)	有明海。ただし、南共第1号から南共第18号までの各共同漁業権漁場内を除く。	10月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年3月13日から令和8年4月13日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の同意書		(許可の日)から令和12年12月31日まで
	きす流し網漁業(南共第79号海域)	共同漁業権南共第79号の区域。ただし、南共第5号から第12号までの各共同漁業権漁場を除く。	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年3月13日から令和8年4月13日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の同意書	1. 操業時間 夜間(日没から日出まで)操業してはならない。 2. 漁具 浮子方の全長は、1,330メートルを超えてはならない。	(許可の日)から令和13年3月31日まで